

印紙税額

番号	文 書 の 種 類	印紙税額（1通又は1冊につき）
1	1.〔不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書〕不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など (注) 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。 2.〔地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書〕土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など 3.〔消費貸借に関する契約書〕金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など 4.〔運送に関する契約書（備前契約書を含みます。）〕運送契約書、貨物運送引受書など (注) 運送に関する契約書には、乗車券、乗船券、航空券及び送り状は含まれません。	記載された契約金額が 1万円未満 非課税 10万円以下 200円 [* 1] 50万円以下 400円 200円 100万円以下 1千円 500円 500万円以下 2千円 1千円 1千万円以下 1万円 5千円 5千万円以下 2万円 1万円 1億円以下 6万円 3万円 5億円以下 10万円 6万円 10億円以下 20万円 16万円 50億円以下 40万円 32万円 50億円を超えるもの 60万円 48万円 契約金額の記載のないもの 200円 200円
	[* 1] 上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに作成されるものについては、契約書に記載された契約金額に応じ、印紙税額が軽減されています。	
2	〔請負に関する契約書〕工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など (注) 請負には、職業野球の選手、映画（演劇）の俳優（監督・演出家・プロデューサー）、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者（演出家・プロデューサー）が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。	記載された契約金額が 1万円未満 非課税 100万円以下 200円 [* 2] 200万円以下 400円 200円 300万円以下 1千円 500円 500万円以下 2千円 1千円 1千万円以下 1万円 5千円 5千万円以下 2万円 1万円 1億円以下 6万円 3万円 5億円以下 10万円 6万円 10億円以下 20万円 16万円 50億円以下 40万円 32万円 50億円を超えるもの 60万円 48万円 契約金額の記載のないもの 200円 200円
	[* 2] 上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成26年4月1日から令和6年3月31日までに作成されるものについては、契約書に記載された契約金額に応じ、印紙税額が軽減されています。	
3	〔約束手形、為替手形〕 (注) 1. 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 2. 振出人の署名のない白地手形（手形金額の記載のないものは除きます。）で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。	記載された手形金額が10万円未満 非課税 同上 100万円以下 200円 同上 100万円を超え200万円以下 400円 同上 200万円を超え300万円以下 600円 同上 300万円を超え500万円以下 1千円 同上 500万円を超え1千万円以下 2千円 同上 1千万円を超え2千万円以下 4千円 同上 2千万円を超え3千万円以下 6千円 同上 3千万円を超え5千万円以下 1万円 同上 5千万円を超え1億円以下 2万円 同上 1億円を超え2億円以下 4万円 同上 2億円を超え3億円以下 6万円 同上 3億円を超え5億円以下 10万円 同上 5億円を超え10億円以下 15万円 同上 10億円を超えるもの 20万円 手形金額の記載のないもの 非課税 手形の複本又は謄本 非課税
	上記のうち、①一覧払のもの、②金融機関相互間のもの、③外国通貨で金額を表示したもの、④非居住者円表示のもの、⑤円建銀行引受手形	記載された手形金額が10万円未満 非課税 同上 10万円以上 200円 手形金額の記載のないもの 非課税 手形の複本又は謄本 非課税
4	〔株券、出資証券若しくは社債券又は投資信託、貸付信託、特定目的信託若しくは受益証券発行信託の受益証券〕 (注) 1. 出資証券には、投資証券を含みます。 2. 社債券には、特別の法律により法人の発行する債券及び相互会社の社債券を含みます。	記載された券面金額が500万円以下 200円 同上 500万円を超え1千万円以下 1千円 同上 1千万円を超え5千万円以下 2千円 同上 5千万円を超え1億円以下 1万円 同上 1億円を超えるもの 2万円 日本銀行その他特定の法人の作成する出資証券 非課税 譲渡が禁止されている特定の受益証券 非課税 一定の要件を満たしている額面株式の株券の無効手続に伴い新たに作成する株券 非課税
	〔合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割計画書〕	4万円

法改正により変更になる場合がありますので、詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

一 覧 表

〔 10万円以下又は10万円以上…10万円は含まれる。
10万円を超え又は10万円未満…10万円は含まれない。〕

(2022年12月現在)

番号	文 書 の 種 類	印紙税額 (1 通又は 1 冊につき)
5	(注) 1. 会社法又は保険業法に規定する合併契約を証する文書に限ります。 2. 会社法に規定する吸収分割契約又は新設分割計画を証する文書に限ります。	
6	〔定 款〕(注) 株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社の設立のときに作成される定款の原本に限ります。	4 万円 非課税
7	〔継続的取引の基本となる契約書〕 売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など (注) 契約期間が3か月以内で、更新の定めがないものは除きます。	4 千円
8	〔預金証書、貯金証書〕	200 円 非課税
9	〔倉荷証券、船荷証券、複合運送証券〕(注) 法定記載事項の一部を欠く証書で類似の効用があるものを含みます。	200 円
10	〔保険証券〕	}
11	〔信 用 状〕	
12	〔信託行為に関する契約書〕(注) 信託証書を含みます。	200 円
13	〔債務の保証に関する契約書〕(注) 主たる債務の契約書に併記するものは除きます。	200 円 非課税
14	〔金銭又は有価証券の寄託に関する契約書〕	200 円
15	〔債権譲渡又は債務引受けに関する契約書〕	記載された契約金額が1万円未満 同上 1万円以上 契約金額の記載のないもの 200円 200円
16	〔配当金領収証、配当金振込通知書〕	記載された配当金額が3千円未満 同上 3千円以上 配当金額の記載のないもの 非課税 200円 200円
17	1. 〔売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書〕 商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など (注) 1. 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること(権利を設定することを含みます。)による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 2. 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。	記載された受取金額が5万円未満 同上 100万円以下 同上 200万円以下 同上 300万円以下 同上 500万円以下 同上 1千万円以下 同上 2千万円以下 同上 3千万円以下 同上 5千万円以下 同上 1億円以下 同上 2億円以下 同上 3億円以下 同上 5億円以下 同上 10億円以下 同上 10億円を超えるもの 受取金額の記載のないもの 営業に関しないもの 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書 非課税 200円 400円 600円 1千円 2千円 4千円 6千円 1万円 2万円 4万円 6万円 10万円 15万円 20万円 200円 非課税
	2. 〔売上代金以外金銭又は有価証券の受取書〕 借入金受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	記載された受取金額が5万円未満 同上 5万円以上 受取金額の記載のないもの 営業に関しないもの 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書 非課税 200円 200円 非課税
18	〔預金通帳、貯金通帳、信託通帳、掛金通帳、保険料通帳〕	1年ごとに 信用金庫など特定の金融機関の作成する預貯金通帳 所得税が非課税となる普通預金通帳など 納税準備預金通帳 200 円 非課税 非課税 非課税
19	〔消費貸借通帳、請負通帳、有価証券の預り通帳、金銭の受取通帳などの通帳〕(注) 18の通帳を除きます。	1年ごとに 400 円
20	〔判 取 帳〕	1年ごとに 4 千円